

平成 25 年度「高校生のびのびプロジェクト」実施要綱

1 趣旨

青少年の健全育成のためには、大人からの働きかけや青少年を取り巻く環境を改善するだけでなく、青少年自身がそのことを自覚し、行動することも必要である。

そのため、社会の様々なルールを守ることの必要性・重要性の学習やボランティア活動など、高校生自らが行う取組を「高校生のびのびプロジェクト」として支援し、青少年の健全育成を図る。

2 対象

県内すべての高等学校及び特別支援学校

3 実施内容

(1) 活動の内容は、高校生自らが自主的に取り組むものとする。

※活動への参加は、全校生徒によるものだけでなく、生徒会執行部、MS リーダーズ、特定の部活動、特定の学年、有志団体などによるものも含める（具体的な取組については、「4 テーマ例及び活動例」を参照）。

(2) 内閣府が主唱する「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」期間中の活動については、県・市町村等の取組に高校生が参加・協力して取り組めるよう県・市町村等の活動内容を各高等学校及び特別支援学校に情報提供する。

4 テーマ例及び活動例

〈テーマ例〉

- ・携帯電話（インターネット）利用のマナーと注意点（「掲示板」の危険性など）を確認する
- ・いじめ、虐待について語る
- ・未成年の飲酒・喫煙について考える
- ・薬物乱用の実態を知る
- ・万引き防止について考える
- ・岐阜県青少年健全育成条例の知識を深める

〈活動例〉

- ・募金活動
- ・挨拶運動
- ・小学生への交通安全指導
- ・一日警察官として防犯啓発活動へ参加
- ・高齢者とのスポーツ交流会
- ・復興支援ボランティア活動（桜の苗木の植樹作業）
- ・地域イベントへの参加〔市町村等の取組に参加・協力〕
- ・青少年の健全育成に関する街頭啓発活動〔市町村等の取組に参加・協力〕
- ・清掃活動（通学路、学校周辺、最寄り駅等で実施）〔市町村等の取組に参加・協力〕
- ・大人との討論会〔市町村等の取組に参加・協力〕

【参考】

平成 24 年度「子ども・若者育成支援強調月間」の趣旨（内閣府）

近年、我が国では、グローバル化や情報化の進展等により、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化している。非正規労働の若者が増加し、フリーターやいわゆるニートの数も高止まりの状態が続いているなど、困難を有する子ども・若者の問題は依然として深刻である。

また、少年非行の問題、いじめの問題、児童虐待や児童ポルノなど子どもが被害者となる事件等が相次いで発生しているほか、違法・有害な情報が氾濫し、従来型の携帯電話だけでなくスマートフォンを始めとする新たな機器等の普及に伴って、それらの情報へ青少年が接触する危険性が更に増大することも懸念されている。

これらの諸課題に対応し、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）を図るためには、「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）及び同法に基づく「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定）等に基づき、関連施策を着実に推進する必要がある。特に、家庭や学校、企業、地域など社会全般に深く関係する子ども・若者育成支援が、国民的な理解と広がりを持ったものとなるよう、国民運動を強力に推進することが重要である。

このため、11月を「子ども・若者育成支援強調月間」（以下「月間」という。）と定め、期間中に子ども・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子ども・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとする。

平成 24 年度 岐阜県での青少年健全育成強調月間の概要

1 趣 旨

「子ども・若者育成支援強調月間」期間中に、関係機関・団体等と連携し、子ども・若者育成支援に向けた各種事業を集中的に実施することにより、青少年の健やかな育成に対する県民の理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加と日常的な行動を促し、次代を担う子ども・若者の育成支援の一層の充実と定着を図る。

2 期 間

11月1日～11月30日

3 重点項目

- (1) 子ども・若者の社会的自立支援の推進
- (2) 子ども・若者の健全育成に向けた地域や家庭における取組みへの支援
- (3) 子ども・若者を犯罪や有害環境から守るための取組みの推進